

三浦市監査委員職務執行規程（昭和63年三浦市監査委員告示第2号）

（趣旨）

第1条 この告示は、三浦市監査委員条例（昭和39年三浦市条例第2号）第3条及び三浦市監査基準（令和2年三浦市監査委員告示甲第1号。以下「監査基準」という。）第21条の規定に基づき、監査委員の職務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議）

第2条 監査委員は、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の適確かつ円滑な執行を図るため、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1） 監査基準に関すること。
- （2） 監査計画に関すること。
- （3） 監査等の実施に関すること。
- （4） 所管規程等の制定改廃に関すること。
- （5） 監査委員事務局職員の任免に関すること。
- （6） その他監査委員の職務執行に関し、協議の必要があると認めること。

（代表監査委員の職務）

第3条 代表監査委員は、次に掲げる事項を処理する。

- （1） 監査委員に係る予算の要求に関すること。
- （2） 監査委員事務局長の出張、復命、休暇その他服務に関すること。
- （3） 監査委員事務局長の事務引継に関すること。
- （4） 監査等の実施通知に関すること。
- （5） その他庶務に関すること。

（職務代理）

第4条 代表監査委員に事故あるとき、又は欠けたときは、他の監査委員がその職務を代理する。

（財務監査）

第5条 監査基準第3条第1項第1号の財務監査のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により行う監査は、定期監査とし、監査基準第9条の規定に基づき策定した年間計画（以下「年間計画」という。）によりこれを行うものとする。

2 監査基準第3条第1項第1号の財務監査のうち、法第199条第5項の規定により行う監査は、随時監査とし、年間計画により又は必要があると認

めるときにこれを行うものとする。

(例月出納検査)

第6条 監査基準第3条第1項第5号の例月出納検査は、毎月25日にこれを行うものとする。ただし、その日が三浦市の休日を定める条例（平成元年三浦市条例第9号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるとき、又は監査委員において必要があると認めるときは、その期日を変更できるものとする。

(監査等以外の監査、検査、審査その他の行為の範囲及び目的)

第7条 監査基準第3条第2項に規定する監査等以外の監査、検査、審査その他の行為は、おおむね次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 市長要求監査 市長の要求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(2) 直接請求監査 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署による請求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(3) 議会請求監査 議会からの請求に基づき、市の事務の執行が法令に従って適正に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて監査すること。

(4) 公金取扱等監査 監査委員が必要と認めるとき、又は市長若しくは企業管理者からの要求があるときに、指定金融機関等の公金の収納等の事務が、正確に行われているかなどについて監査すること。

(5) 住民請求監査 住民が、職員等による違法若しくは不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実についての監査請求を行った場合に、当該請求に理由があるかなどについて監査すること。

(6) 賠償責任監査 市長又は企業管理者の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるかなどについて監査すること。

(監査計画)

第8条 監査基準第9条第1項の監査計画は、年間計画及び実施計画に区分し、年間計画は毎年3月中に翌年度分を、実施計画は監査等の実施前に策定するものとする。

2 監査委員は、年間計画に次の事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度における実施予定の監査等の種類及び対象
- (2) 監査等の対象別実施予定時期
- (3) その他監査等の実施に当たり必要と認める事項

3 監査委員は、実施計画に次の事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の実施日程
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施手続
- (6) その他監査等の実施に当たり必要と認める事項

4 前項第4号に規定する監査等の着眼点については、監査等の都度定めるものとする。

(監査計画の送付)

第9条 監査委員は、監査基準第9条の規定に基づき監査計画（議会への送付にあつては、実施計画を除く。）を定めたときは、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に送付するものとする。

(事前通知)

第10条 監査等の実施に当たっては、あらかじめ監査等の対象となる事務事業の範囲及び日程を市長及び関係のある委員会又は委員に通知するものとする。ただし、監査等の種別により通知する必要があると認めるとき又は緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(準備調査)

第11条 監査等の実施に当たっては、準備調査として、あらかじめ監査等の対象となる事務事業の担当責任者から監査基準第9条の規定に基づき策定した実施計画により提出を求めた資料を調査し、検討するものとする。ただし、緊急を要すると認めるとき又はその必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の準備調査は、監査委員事務局長をしてこれを行わせるものとする。

3 監査委員事務局長は、前項の規定により行った準備調査の結果を監査基準第8条第3項の規定に基づく監査調書等として作成し、その要旨を監査委員に復命しなければならない。

(監査手段)

第12条 監査等は、書類、帳簿、伝票、証書、設計書その他正確な記録に基づき、照合、突合、実査、立会、確認、質問等必要と認める監査手段を選

択適用して実施するものとする。

2 法第 199条第 8 項の規定に基づき、必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め若しくは関係人について調査し、又は関係人に対して帳簿、書類その他の記録の提出を求めるものとする。

3 監査手続の選択適用に関しては、その重要性、効果、範囲、日数等を十分考慮して決定するものとする。

(弁明等)

第13条 監査等の結果、必要があると認めるときは、担当責任者からこれに対する弁明又は意見を聴取するものとする。

2 監査基準第16条の規定に基づき作成した報告書により指摘した是正、改善等に対する処理顛末又は意見等は、文書により報告させるものとする。

(公表)

第14条 監査基準第19条の規定による公表及び第20条第1項の規定による措置状況の公表は、三浦市監査委員条例（昭和39年三浦市条例第2号）第2条の規定に基づき、三浦市公告式条例（昭和30年三浦市条例第28号）の規定を準用してこれを行うものとする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

1 この告示は、昭和63年4月1日から施行する。

2 三浦市監査委員監査規程（昭和33年三浦市監査委員告示第1号）は、廃止する。

【略】

附 則（令和3年3月26日三浦市監査委員告示甲第2号）

この告示は、公表の日から施行する。